

協議資料4
【秋田周辺】

秋田周辺地域における不整脈治療体制整備事業 について

令和7年3月

秋田県健康福祉部医務薬事課

秋田周辺地域における不整脈治療体制整備事業について

これまでの事業実績と令和7年度事業（案）

<事業概要>

事業名：秋田県地域医療構想不整脈治療体制整備補助事業
（地域医療介護総合確保基金活用）

目 的：県内で不足している不整脈治療の充実を図るため、不整脈治療を集中的に行う
医療機関の機器整備に対する支援を行う。

<事業実績>

☐ 令和2年度

対 象：市立秋田総合病院 カテーテルアブレーションシステム（焼灼）

補助額：事業費 98,120 千円 × 補助率 2 / 3 = 65,413 千円

☐ 令和3年度

対 象：市立秋田総合病院 カテーテルアブレーションシステム（冷凍）

補助額：事業費 19,250 千円 × 補助率 2 / 3 = 12,833 千円

<事業（案）>

☐ 令和7年度

対 象：市立秋田総合病院 パルスフィールドアブレーションシステム

補助額：事業費 19,976 千円 × 補助率 1 / 2 = 9,988 千円

秋田周辺地域における不整脈治療体制整備事業について

秋田県循環器病対推進計画

<現状と課題>

□心疾患における医療提供体制

- ・ 不整脈アブレーションについては、圏域別に見ると、秋田周辺圏域で多く実施されていますが、全県的にも実施可能な施設は少ない状況です。頻脈性不整脈の治療に係る専門医は少なく、養成可能な医療機関の必要性、急性心筋梗塞に比べ緊急性が低いという特徴を踏まえ、不整脈アブレーションを集中的に実施する拠点となる医療機関を整備する必要があります。
- ・ P C I や不整脈アブレーションの整備に当たっては、限られた医療資源を効果的に活用することから、地域医療構想に基づく、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があります。特に秋田周辺圏域においては、循環器内科の機能分化を進める必要があります。



<施策の方向性>

□高度な医療提供体制の構築

- ・ アブレーションを集中的に実施する拠点となる医療機関の整備と循環器内科の機能分化
【短期】

心臓リハビリテーション施設設備整備事業について

主な循環器系疾患における医療機関別手術件数

厚生労働省「DPC導入の影響評価に係る調査」

区域	医療機関名	「手術あり」														
		50040 急性心筋梗塞（続発性合併症を含む。）、再発性心筋梗塞					50050 狭心症、慢性虚血性心疾患					50070 頻脈性不整脈				
		H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
大館・鹿角	大館市立総合病院	—	—	—	19	34	—	—	—	25	45	—	—	—	—	—
北秋田	北秋田市民病院	—	—	10	—	10	—	19	24	17	15	—	—	—	—	—
能代・山本	能代厚生医療センター	—	—	18	25	32	13	23	31	58	69	—	—	—	10	—
秋田周辺	秋田大学医学部附属病院	42	57	29	32	31	114	125	83	155	93	56	146	151	173	205
	中通総合病院	62	59	56	44	41	102	91	97	95	73	17	25	12	11	18
	秋田赤十字病院	42	48	42	49	29	65	60	55	62	65	—	—	—	—	—
	秋田厚生医療センター	29	37	37	21	31	69	53	46	37	52	—	31	46	33	21
	市立秋田総合病院	21	21	19	11	19	61	63	62	89	52	—	36	152	179	168
	県立循環器・脳脊髄センター	—	—	10	16	17	—	46	48	42	46	165	44	41	58	56
由利本荘・にかほ	由利組合総合病院	24	26	24	37	36	105	90	71	85	76	—	—	—	13	22
大仙・仙北	大曲厚生医療センター	20	20	25	28	28	38	41	31	71	48	—	—	—	—	—
横手	平鹿総合病院	70	65	70	65	67	76	65	62	92	90	23	20	23	16	16
湯沢・雄勝	雄勝中央病院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	—	—
合計		310	333	340	347	375	643	676	610	828	737	261	302	425	493	506

人口10万対

全国

118,819

54.4

95.1

秋田周辺地域における不整脈治療体制整備事業について

今後のスケジュール（地域医療介護総合確保基金）

「地域医療介護総合確保基金（医療分）の活用にあたっての地域医療構想調整会議会議への協議について」（H30.5.31 厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）

- 標準事業例 5 「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」の施設設備整備については、当該施設整備が地域医療構想の達成に向けたものであることを担保するため、当然ながら、地域医療構想調整会議において当該施設設備整備の実施について合意されたものが本基金の対象となる。

<今後の事業日程>

- 令和 6 年度第 2 回地域医療構想調整会議（全体会）において、事業内容の協議
- 令和 7 年 3 月に国へ計画提出、内示（8 月の見込み）後、県の補正予算を計上（12 月議会）し、補助金交付手続き開始